

## 令和8年度 事業計画

国際情勢は、依然として東欧・中東をはじめ各地での紛争は鎮静化の兆しが見受けられず、寧ろ拡大の方向に動いており、分けても緊迫度を増すイラン情勢は、原油市場の不安定化による軽油をはじめとする燃料価格の高騰と供給不安が著しく懸念されるところです。

一方、国内では昨年秋に新たな枠組みによる政権が発足し、年が明けてからの解散・総選挙の結果、政権与党が絶大な信任を得たことにより、当分の間、国内政局は安定するとの見方が大勢です。

このような中、バス事業は地域住民の生活交通を支える交通インフラとして、また国策である観光立国推進に欠かせない役割を担う事業として、また、急速な少子・高齢化社会の進展と脱炭素社会を迎える中で、その重要度は益々高まっています。

乗合バス事業においては、深刻な運転者不足の影響により減便や路線の休止・廃止が全国で拡大しており、生活交通の確保・維持は危機的な状況にまで追い込まれています。

貸切バス事業においても、コロナ禍収束後の観光需要の回復と運賃・料金の改正により収支率は大幅に改善されているところですが、イベントや修学旅行等が一時期に集中する傾向にあることから、運転者不足の影響により受注を取りこぼす状況が頻発しています。

このような厳しい経営環境の中にあっても、我々バス業界はバスを取り巻く状況の変化に適切に対応し、地方バス路線維持対策、安全輸送対策、環境対策、交通バリアフリー対策、FIT（個人旅行）化するインバウンドへの対策等々、多くの課題に取り組んでいかなければなりません。

とりわけ、安全かつ安定した運行の確保に支障を来すこととなる乗務員不足への対応は、緊急の課題であり、業界を挙げて早急に取り組んでいかなければなりません。

今後も、日本バス協会策定の「バス再興 10年ビジョン」で示された「利用者理解のもと、適時適切な運賃改定による事業基盤の強化」「運転士・整備士などの待遇改善による採用・定着」等を推進し、全産業平均と比較して「長時間労働」かつ「低賃金」から脱却するべく、運賃改定を原資として給与面・職場環境をはじめとした待遇改善につなげていくことこそが肝要です。

以上の情勢を踏まえ、当協会は会員事業者とともに、バス事業を巡る様々な課題に対処し、事業の活性化と利用促進を図り、最大の使命である安全で安心

な、地域住民に愛され親しまれる公共交通機関としての使命達成のために、バス事業の発展に資するべく以下のとおり取り組みます。

### 1. 乗合バス事業関係

バスの利用を促進するため、引き続き以下の取組等によって、より多くの人々に向けてバス事業の公共性・重要性及び環境面での啓発に努めます。

- (1) 「バスの日」（9月20日）を中心とした街頭PR
- (2) 小学校児童向け「バスの乗り方クリアファイル」の配布
- (3) 「バスの乗り方教室」の実施を通じた利用促進
- (4) 「みえ交通安全・環境フェスタ」等の各イベントでの啓発活動

### 2. 貸切バス事業関係

安全風土の定着化に有効な貸切バス事業者安全性評価認定制度は、昨年、更に厳格化された五つ星までの五段階制度に移行されたところであり、この認定取得事業者の拡大推進に資するべく「貸切バス事業者安全性評価認定取得推進事業」を継続します。

また、引き続き昇龍道プロジェクト推進協議会や三重県クルーズ振興連携協議会をはじめ空港会社など、観光振興に係る諸情報を積極的に収集し、各会員への周知に努めます。

なお、「アジア競技大会」等の大型イベントにあたっては、必要に応じて貸切委員会・説明会等を開催します。

### 3. 事故防止・安全輸送対策関係

全ての事業者が事故防止対策、運輸安全マネジメントの定着をはじめとする安全・安心を最優先に、本年3月、リバイスされた「事業用自動車総合安全プラン2030」と、これを受けた日本バス協会策定の「バス事業における総合安全プラン2030」に掲げる目標達成に向けて、四半期毎に開催する事故防止委員会等を通じて浸透を図るとともに、主に以下の事項について重点的に取り組みます。

- (1) 今年10年の節目を迎えた軽井沢スキーバス転落事故を教訓に引き続き安全最優先の徹底に取り組み、利用客に対し自らの安全確保のためにシートベルト着用義務の啓発に努めます。
- (2) バス事故の多くを車内事故が占めており、また、全国的に骨折、脳挫傷等の重傷者が多いことから、ドライブレコーダーの映像等を活用した安全運転教育の実施を推進するとともに、乗客（特に高齢者）が着席したのを確認してから発車する「ゆとり運転」や降車しようとする乗客にバスが停車しドアが開いてから席を立つ等の注意喚起徹底に努めます。
- (3) 「飲酒運転防止対策マニュアル」に基づき、事故防止委員会を中心に飲酒運転防止のための万全の対策がとられるよう、また、「危険ドラッグ」に

についても、その危険性・悪質性について、併せて啓発活動に努めます。

- (4) 健康状態に起因する事故等を未然に防止するため、睡眠時無呼吸症候群（SAS）検査や脳検診の促進を図るべく助成制度を継続するとともに、高齢化が進む運転者の健康管理の充実に努めます。
- (5) テロ対策については、車内の見回り、近辺の巡回強化や「緊急時対応マニュアル」「バスジャック統一対応マニュアル」の周知徹底に努めます。

#### 4. 運輸事業振興助成交付金事業

厳しい事業予算の中にあっても、引き続き安全への投資に重点を置き、運輸事業振興助成交付金制度の趣旨に沿った適正な運用を図り、次の取組を柱にバス事業の振興を推進します。

- (1) 安全運行対策事業推進のため、「運転者適性診断」、「運行管理者講習」、「運輸安全マネジメント研修」、「安全運転研修」、「睡眠時無呼吸症候群検査」及び「脳検診」等への助成を継続します。
- (2) 安全に不可欠なドライバー不足解消への対応として、中部バス協会・行政当局と連携し、合同就職説明会等への必要な支援を実施します。
- (3) 「乗り方教室」や「みえ交通安全・環境フェスタ」等の各イベントへの参加を通じて、バスの利用促進に努めます。
- (4) 「適正化事業実施機関負担金助成事業」（中部貸切バス適正化センターによる巡回指導実施に伴う各会員負担金への一部助成）を継続します。

#### 5. 各種委員会の活動

引き続き、乗合委員会、貸切委員会、事故防止委員会、環境対策委員会及び交付金運営委員会を通じ、流動する諸問題に対処します。

#### 6. バス運賃に関する適切な対応

運賃改定等があった際には、バス運賃への理解や運賃・料金制度の利用者・旅行業界等への周知に努め、適正運賃の収受に取り組めます。

#### 7. 人材確保・育成対策

平成27年3月に発足した「中部バス事業人材確保・育成対策会議」に参画し、運輸当局や中部バス協会と連携を図りながら、人材の確保・育成対策に取り組めます。

また、会員会社のドライバー等、従事者の定着率やモチベーションを高めるべく、運輸局長表彰等の各受賞者への副賞提供を継続します。

## 8. 地震防災対策等への対応

地震防災対策については、協定を締結している三重県を軸に、関係各機関と連携・協力しながら取組みます。

## 9. 広報活動の推進等

バスをより多くの方に親しんで頂くために、各イベントに積極的に参加するとともに当協会のホームページにより、広く一般に対して、協会の活動状況やバス事業の現状について情報提供に努めます。

## 10. 公益法人としての対応

公益社団法人として、これにふさわしい各種事業を展開し、引き続き公益目的事業の「地域交通及び地域間交通における輸送サービスの改善と充実を図り、地域社会の健全な発展に寄与し、かつ、バス事業の適正な運営及び健全な発展の促進に努め、もって公共の福祉の増進に資する」べく、これらの目的達成に取り組めます。

以上。